

総評相第117号

平成19年8月6日

厚生労働省社会・援護局長 殿

総務省行政評価局長

介護福祉士国家試験の受験機会の拡大（あっせん）

当省では、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第21号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「私は身体障害者更生援護施設に勤務しており、介護福祉士国家試験の受験を希望している。勤務先には、介護福祉士、社会福祉士及び精神保健福祉士の国家試験の受験を希望する職員が多数いる。しかし、これら介護福祉士等の試験は、年1回、同一の日に行われることから、試験日は受験のために多くの職員が職場を離れることになり、出勤者を確保する都合から、私は、何年間も受験できず、困っている。介護福祉士国家試験を複数回実施し、受験機会を増やしてほしい。」などの申出がありました。

この申出を踏まえ、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において委員の意見を聴取するなどにより検討した結果、別紙のとおり、介護福祉士の確保・育成を推進する観点から、介護福祉士国家試験について、試験実施にかかるコスト増に伴う受験料への影響や試験の質の確保についても十分勘案した上で、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど、受験機会の拡大について御検討ください。

なお、これに対する貴局の検討結果等について、平成19年11月7日までにお知らせ下さい。

【別 紙】

## 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大

### 第 1 介護福祉士制度及び介護福祉士国家試験の概要

介護福祉士制度は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号。以下「法」という。）に基づき、専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと（以下「介護等」という。）を業とする者について、資格を定め、その業務の適正を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とするものである。

介護福祉士の資格は、法第 39 条において、厚生労働大臣が指定する介護福祉士養成施設において介護福祉士として必要な知識及び技能を修得した者（以下「養成施設ルート」という。）、又は介護福祉士国家試験に合格した者が有するとされている。同試験は、法第 40 条第 2 項及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和 62 年厚生省令第 49 号）第 21 条において、3 年以上介護等の業務に従事した者（以下「実務経験ルート」という。）、又は、福祉系高等学校を厚生労働大臣が定める教科目及び単位数を修めて卒業した者（以下「福祉系高校ルート」という。）が、受験資格を有するとされている。

介護福祉士国家試験の実施については、法第 41 条第 1 項により厚生労働省令で定めるところにより指定試験機関に行わせることができるとされ、社会福祉士及び介護福祉士法第 10 条第 1 項の規定に基づく指定試験機関等を指定する省令（平成 13 年厚生労働省令第 85 号）により指定された財団法人社会福祉振興・試験センター（以下「試験センター」という。）が厚生労働大臣の認可を受けた「試験事務規定」に基づき、試験を実施している。

試験は法第 40 条第 3 項に基づき毎年 1 回以上行うこととされているが、現在は、年 1 回、1 次試験（筆記試験）と 2 次試験（実技試験）がそれぞれ別の日に実施され、筆記試験に関しては社会福祉士及び精神保健福祉士と同じ日になっている。筆記試験は 13 科目について 120 問が出題され、実

技試験は歩行、食事、体位交換の介助等の介護の基本的動作に関する試験を1人5分間実施している。なお、試験地は、これまで12都道府県であったが、平成19年から筆記試験については19都道府県に増加している。

また、介護福祉士となる資格を有する者が介護福祉士となるには、法第42条第1項において、介護福祉士登録簿に、氏名、生年月日等の事項の登録を受けなければならないとされ、現在、試験センターが登録事務を行っている。

## 第2 行政評価局の調査結果

### 1 介護福祉士及び介護福祉士国家試験の現況

介護福祉士制度発足の平成元年から19年2月末までに介護福祉士として登録されている者は約54万9,000人であり、これを資格の取得方法別にみると、試験に合格して資格を取得した者は累計で62.5%であり、平成18年の実績でみると、試験合格者の占める割合は75.5%と更に大きくなっている。

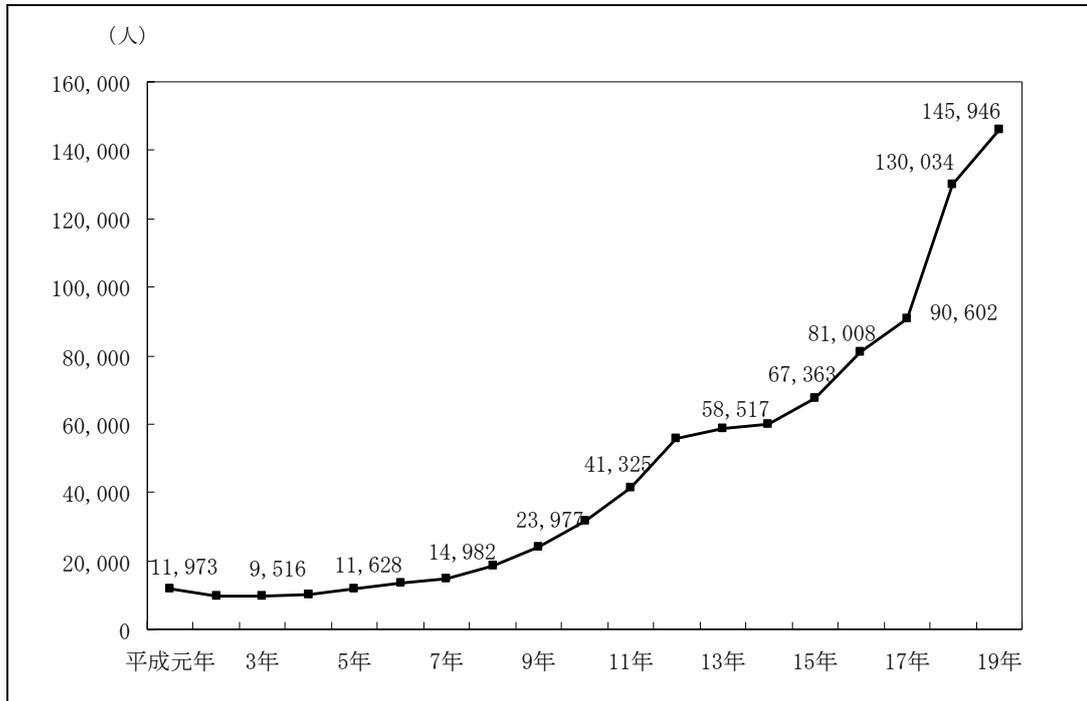
介護福祉士資格の取得方法別登録者数

区 分	累 計	平成18年
国家試験合格者	342,990人(62.5%)	60,992人(75.5%)
養成施設卒業者	205,518人(37.5%)	19,815人(24.5%)
合 計	548,508人(100.0%)	80,807人(100.0%)

(注) 当局が(財)社会福祉振興・試験センターを調査した結果に基づき作成した。

受験者数は、年々増加しており、平成18年は17年に比して約1.4倍の約13万人に急増し、さらに、19年は約14万6,000人となるなど、依然として、増加傾向は顕著なものとなっている。

### 介護福祉士国家試験の受験者数の推移



(注) 「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」(厚生労働省)に基づき作成した。

平成19年試験の受験者数について、受験資格別にみると、実務経験ルートが93.9%を占め、また、実務経験を有する受験者の大多数は、社会福祉施設職員や訪問介護員としての勤務経験を有している者となっている。

### 介護福祉士国家試験の受験資格別受験者数 (平成19年)

区分	人数	全体に占める割合
実務経験ルート	137,081人	93.9%
社会福祉施設職員	57,049人	39.1%
訪問介護員	46,228人	31.7%
介護老人保健施設職員	15,610人	10.7%
医療機関職員	15,631人	10.7%
その他	2,563人	1.8%
福祉系高校ルート	8,865人	6.1%
合計	145,946人	100.0%

(注) 「社会福祉士及び介護福祉士国家試験の合格発表について」(厚生労働省)に基づき作成した。

## 2 介護福祉士国家試験を巡る課題・問題点

### (1) 苦情の発生状況

前述のように、受験者の90%以上が実務経験者という現状の中、当局の行政相談には、「介護福祉士等の試験は、年1回、同一の日に行われるため、試験日は受験のために多くの職員が職場を離れることになり、出勤者を確保する都合から出勤せざるを得ず、受験が困難となっている。試験を複数回実施し、受験機会を増やしてほしい。」などの相談が、平成16年度から18年度までの間に計8件（6都道府県）寄せられている。

### (2) 試験日における社会福祉施設の勤務体制

当局が、8介護老人福祉施設における平成19年の試験日（日曜日）の勤務体制を実地調査した結果、8施設中3施設では、受験予定者が多く、通常の日曜日と比較して試験日の出勤可能人数は少ない状態であるなど、試験日における勤務体制がひっ迫している状況がみられた。

試験日の勤務体制 (単位：人)

施設	入所者数	介護職員数	受験予定者数	試験日の出勤可能人数	通常の日曜日の勤務体制（人数）
A施設	60	27	10	11	14～17
B施設	89	40	10	22	23～25
C施設	54	22	6	12 (注2)	12

(注) 1 当局が8介護老人福祉施設を調査した結果に基づき作成した。

2 試験当日の出勤可能人数と通常の日曜日の勤務体制（人数）が同数であり、突然の職員の休暇等に対応する人員の余裕がない状態である。

### (3) 社会福祉施設及び受験希望者の意見・要望

前述の8施設において、介護福祉士国家試験を複数回実施することについての意見・要望を聴取したところ、「新規に開設した施設では、無資格者の割合が高く、受験希望者が多数いるので、年2回以上実施してほしい。」など、7施設から試験を複数回実施することを望む意見があり、また、8施設に勤務する介護福祉士国家試験の受験希望者にアンケート調査を実施し、回答を得た43人のうち29人からも、試験を複数回実施することを要望する意見があった（他の14人は意見なし）。なお、8施設の中には「試

験を複数回実施する必要はない。」と回答した施設が1施設みられるが、この施設は、介護福祉士資格保有者が多く、また退職者も少ないため、近年の受験希望者が少ない施設である。

また、前述の施設及び受験希望者から試験地を拡大することについての意見・要望を聴取したところ、8施設のうち4施設（50.0%）から、遠方の受験者が試験前日に試験地に宿泊するなど受験者の負担の軽減を図るため、全都道府県で試験を実施することを望む意見があり、また、受験希望者43人のうち18人（41.9%）からも同様の意見があった。

### 3 介護福祉士を取り巻く環境とその変化

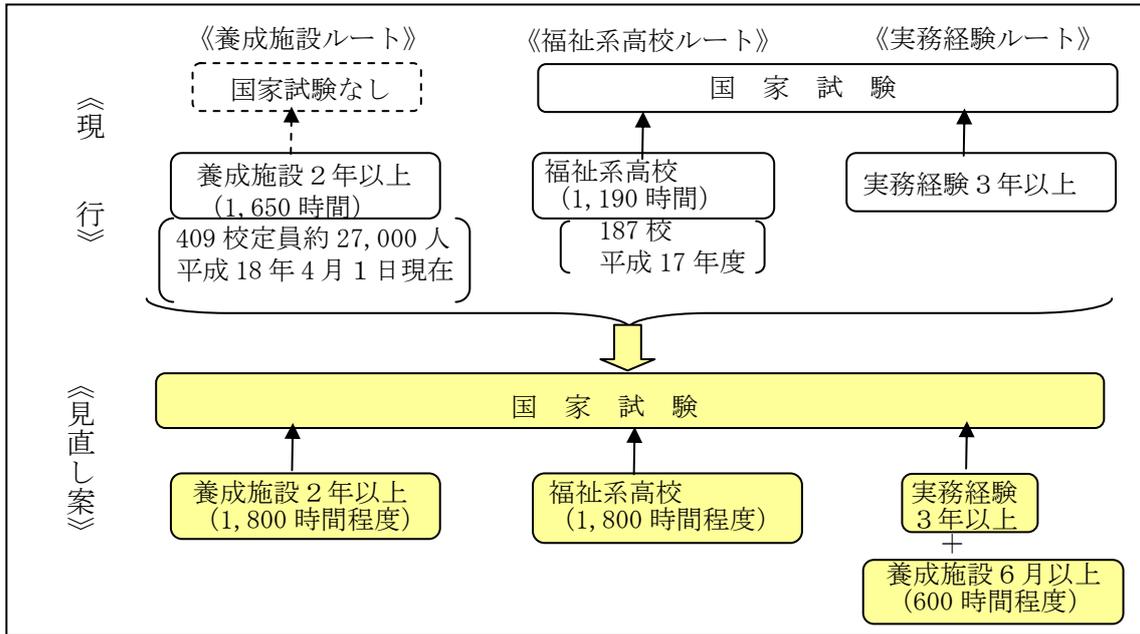
#### （1）介護福祉士の資格取得方法の一元化

平成18年12月に行われた社会保障審議会福祉部会において、「養成施設ルートについては、養成課程における教育内容を充実した上で、養成施設卒業者は資格取得するために新たに国家試験を受験する仕組みとするべきである」との意見が出された。また、当該意見では、「厚生労働省においては、本部会の意見を踏まえ、制度の見直しが必要な事項についての法律改正案を次期通常国会に提出するなど、改革に早急に取り組み、着実に実行」すべきとしている。

（参考）

上記の審議会意見を踏まえ、厚生労働省は、「資質の向上を図るため、すべての者が一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で、資格取得方法を一元化」することを含む「社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律案」を平成19年3月に国会に提出、継続審議

介護福祉士の資格取得方法（現行と見直し案の比較）

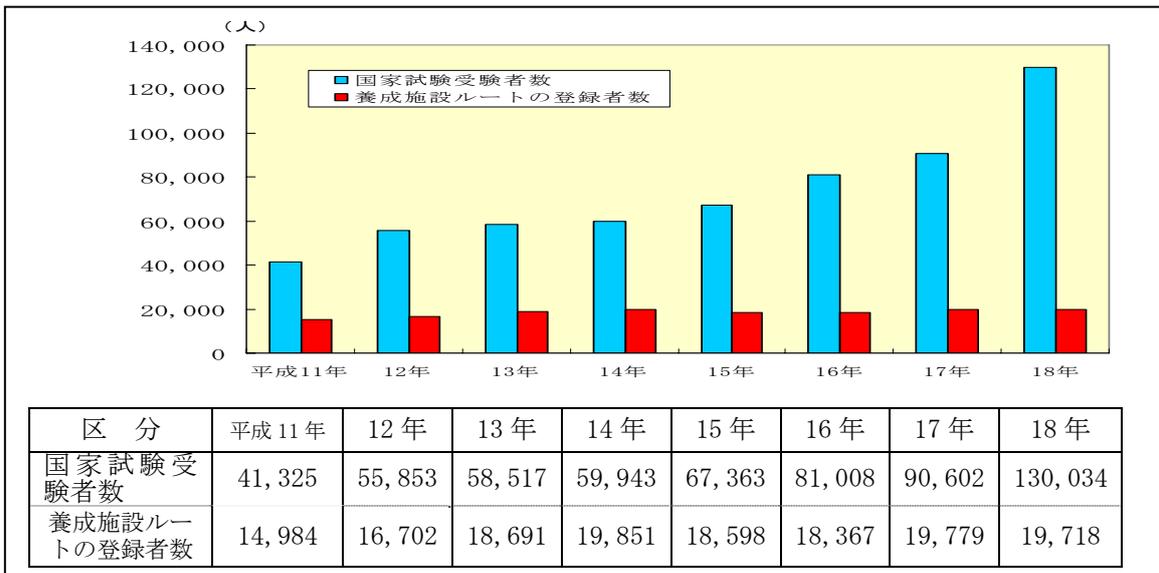


(注) 当局が厚生労働省の資料に基づき作成した。

以上の意見を踏まえた法律改正の内容が実現すると、これまで試験を受験しなくても資格を取得できた養成施設卒業者についても、平成 24 年 4 月 1 日から受験することが必要となる。

なお、養成施設ルートに登録者数は、以下のとおり、約 1 万 5,000 人から 2 万人で推移している。

国家試験受験者数及び養成施設ルートに登録者数の推移



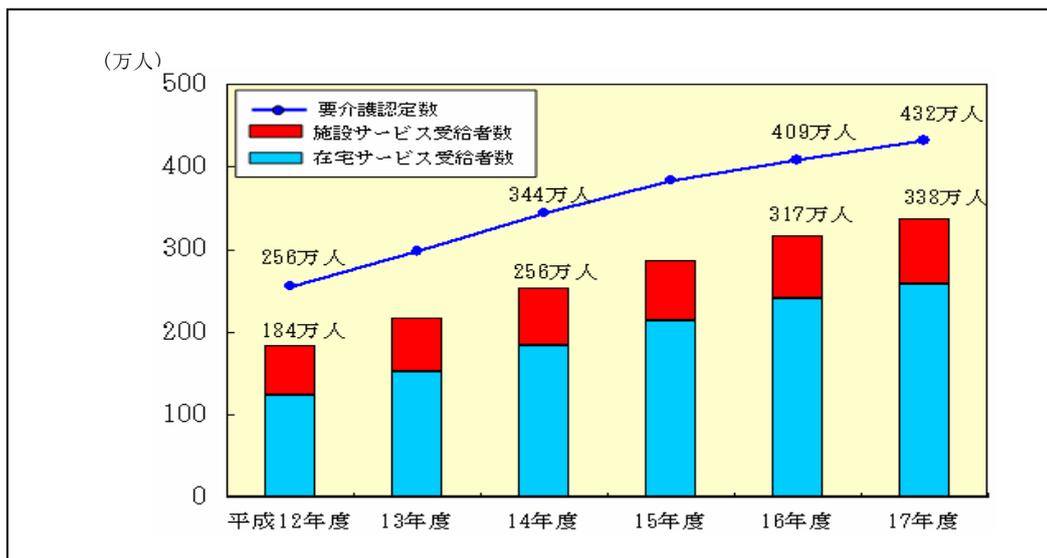
(注) 1 当局が、(財)社会福祉振興・試験センターを調査した結果に基づき作成した。  
 2 登録者数は、各年の試験合格発表日から同年 9 月末現在までに登録した人数

## (2) 介護福祉士の現状と課題

### (ア) 要介護認定者数及び介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数の推移

要介護認定者数及び介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数の推移をみると、要介護認定者は平成12年度から17年度までの5年間で約1.7倍に増加し、これに伴って介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数も約1.8倍に増加している。

要介護認定者数及び介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数の推移



(注) 1 「介護保険事業状況報告(平成17年度)」(厚生労働省)に基づき作成した。  
2 要介護認定者数は、各年度末現在のもの

### (イ) 介護保険事業等に従事する介護福祉士の割合

介護保険事業の施設サービスに従事する介護職員の37.1%、在宅サービスに従事する介護職員の17.6%が介護福祉士となっているなど、介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在となっているが、介護福祉士資格を有しない介護職員の方が多数であるのが現状である。

厚生労働省の介護職員の資質の向上に関する各種審議会等において、「介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は『介護福祉士』を基本とすべき」(平成16年7月30日社会保障

審議会介護保険部会)等との意見があり、これらの意見が実現すると、現在、介護福祉士資格を持たない介護職員も同資格を取得することが求められ、介護福祉士国家試験の受験希望者数が増加するものと考えられる。

介護保険事業等に従事する介護福祉士の割合  
(単位：人)

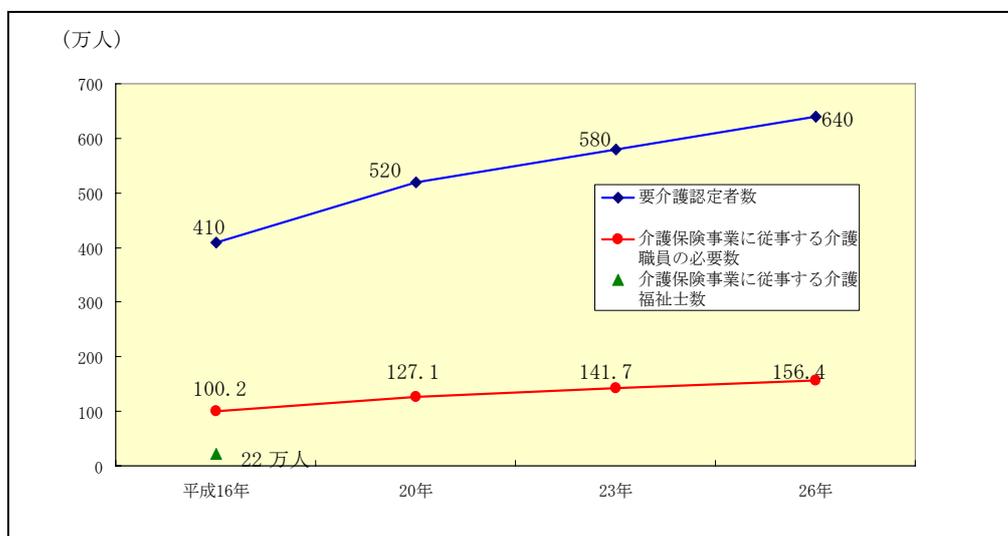
区 分		介護職員数	介護福祉士	
			介護福祉士	介護福祉士以外
介護保険事業	施設サービス	298,141	110,498 (37.1%)	187,643 (62.9%)
	在宅サービス	619,751	108,833 (17.6%)	510,918 (82.4%)
	計	917,892	219,331 (23.9%)	698,561 (76.1%)
介護保険事業以外	施設サービス	50,543	14,608 (28.9%)	35,935 (71.1%)
	在宅サービス	70,053	13,452 (19.2%)	56,601 (80.8%)
	計	120,596	28,060 (23.3%)	92,536 (76.7%)
合 計		1,038,488	247,391 (23.8%)	791,097 (76.2%)

(注) 本表の「介護保険事業」については「介護サービス施設・事業所調査(平成16年度)」(厚生労働省)に基づき、また、「介護保険事業以外」については「社会福祉施設等調査(平成15年度)・(16年度)」(厚生労働省)に基づき作成した。

### (3) 要介護認定者数及び介護職員の必要数に関する厚生労働省の将来推計

要介護認定者数は、厚生労働省の推計(平成16年と26年との比較)によると、410万人から640万人と約1.6倍に急増し、それに伴い、介護職員の必要数は100万人から156万人へと急増するとされている。平成16年現在、介護保険事業に従事する介護福祉士数は約22万人であるが、前述の審議会意見(介護職員の任用資格については、将来的には「介護福祉士」を基本とすべき)を踏まえると、将来、上記のように介護職員数(156万人)を確保するためには、今後約135万人の介護福祉士を含めた介護職員が必要になるなど、少子高齢化及び核家族化の進展に対応し、介護福祉士の量的確保は我が国にとって大きな課題となることが予想される。

要介護認定者数及び介護保険事業に従事する介護職員の必要数に関する  
厚生労働省の将来推計



(注) 「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」  
(厚生労働省) に基づき作成した。

#### 4 他の国家資格の試験実施状況 (厚生労働省所管・平成17年度)

厚生労働省が所管する52国家試験のうち、年2回以上試験を実施しているものは美容師、理容師等17試験(32.7%)となっている。

なお、介護福祉士国家試験の受験者数は、52試験中、最も多いものとなっている。

厚生労働省所管国家試験の実施状況 (平成17年度)

実施回数	試験数	構成比	試験の例
年1回	35試験	67.3%	看護師、社会保険労務士、保育士等
年2回以上	17試験	32.7%	—
年2回	8試験	15.4%	美容師、理容師等
年3回	1試験	1.9%	ボイラー整備士
年4～10回	4試験	7.7%	1級ボイラー技士、潜水士、エックス線作業主任者等
年11回以上	4試験	7.7%	第一種衛生管理者、2級ボイラー技士、クレーン運転士等
合計	52試験	100.0%	—

(注) 厚生労働省ホームページ、(財)安全衛生技術試験協会ホームページ等に基づき作成した。

(参考) 年2回以上実施されている試験の例 (平成17年度)

資格名	実施回数	受験者数	受験手数料 (円)
美容師	年2回	45,824	【筆記・実技】22,600
理容師	年2回	4,676	【筆記・実技】22,600
ボイラー整備士	年3回	3,397	8,300
1級ボイラー技士	年8回	10,691	8,300
第一種衛生管理者	年32回	48,068	8,300

(注) 厚生労働省ホームページ、(財)安全衛生技術試験協会ホームページ等に基づき作成した。

## 5 介護福祉士国家試験の受験機会の拡大に関する厚生労働省の意見

介護福祉士制度については、従来の身体介護にとどまらない認知症の介護等の新たな介護サービスへの対応など、近年の介護・福祉ニーズの多様化・高度化への対応が求められており、介護福祉士の資質の確保・向上を図るため、すべての者は一定の教育プロセスを経た後に国家試験を受験するという形で資格取得方法を一元化する等の見直しを厚生労働省は行っている。

中でも、介護福祉士国家試験については、社会保障審議会福祉部会より、「資格取得方法の一元化を図っていく以上、介護福祉士の資質の確保及び向上のためには、国家試験の在り方についても検討を行っていくべき」と指摘されているところである。

このため、新制度が施行される予定の平成25年の試験までに、介護福祉士として必要な知識及び技能を総合的に評価できるよう、国家試験の在り方そのものを全面的に検討していくこととしている。

なお、試験の実施回数は、

- ・ 資格の位置付けやその業務内容、求められる専門性によって、試験の内容、問題数や確認すべき水準が異なること
- ・ 受験回数を増やすことに伴うコスト増による受験料や受験者数への影響
- ・ 試験の規模、自前の試験会場保有の有無等によっても、試験が実施できる回数が限られること

等を総合的に勘案して慎重に決定されるべきものである。

また、厚生労働省としては、受験者ができるだけ身近な都道府県で受験できるように、これまでも例えば平成18年介護福祉士国家試験が12都道府県で

あったが、19年には19都道府県で行う等試験実施都道府県数を増やすとともに、受験料についても平成18年には13,300円であったが、19年には12,800円に引き下げを行っており、今後とも、引き続き受験者の動向等を踏まえて受験機会の拡大に取り組んでいくこととしている。

### 第3 結論

- 1 介護福祉士国家試験の受験者数は、試験開始の平成元年の約1万2,000人から年々増加しており、18年は17年に比して約1.4倍の約13万人と急増し、さらに19年は約14万6,000人となるなど、依然として増加傾向が顕著なものとなっている。平成19年の試験について受験資格別にみると、実務経験ルートが93.9%を占めている。
- 2 このように、受験者の90%以上が実務経験者という現状の中、当局の行政相談には、「介護福祉士等の試験は、年1回、同一の日に行われるため、試験日は受験のために多くの職員が職場を離れることになり、出勤者を確保する都合から、出勤せざるを得ず、受験が困難となっている。試験を複数回実施し、受験機会を増やしてほしい。」などの相談が、平成16年度から18年度までの間に計8件（6都道府県）寄せられている。
- 3 当局が、8介護老人福祉施設における平成19年の試験日（日曜日）の勤務体制を実地調査した結果、8施設中3施設では受験予定者が多く、通常の日曜日と比較して試験日の出勤可能人数は少ない状態であるなど、試験日における勤務体制がひっ迫している状況がみられた。

また、8施設において、介護福祉士国家試験を複数回実施することについての意見・要望を聴取したところ、7施設から試験を複数回実施することを要望する意見があり、また、8施設に勤務する介護福祉士国家試験の受験希望者にアンケート調査を実施し、回答を得た43人のうち29人からも、試験を複数回実施することを要望する意見があった（他の14人は意見なし）。

さらに、前述の施設及び受験希望者から試験地を増やすことについての意見・要望を聴取したところ、8施設のうち4施設（50.0%）から、全都

道府県で試験を実施することを望む意見があり、また、受験希望者 43 人のうち 18 人 (41.9%) から同様の意見があった。

- 4 要介護認定者数及び介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数の推移をみると、要介護認定者は平成 12 年度から 17 年度までの 5 年間で約 1.7 倍に増加し、これに伴って介護保険事業における施設・在宅サービス受給者数も約 1.8 倍に増加しており、介護に関係するニーズは増加傾向が顕著となっている。

また、要介護認定者数は、厚生労働省の推計（平成 16 年と 26 年との比較）によると、410 万人から 640 万人と約 1.6 倍に急増し、それに伴い、介護職員の必要数も 100 万人から 156 万人へと増加するとされている。

さらに、介護福祉士を取り巻く環境は大きく変化し、具体的には、①平成 16 年 7 月に「介護職員については、まず、資格要件の観点からは、将来的には、任用資格は『介護福祉士』を基本とすべき」との意見が出され（平成 16 年 7 月 30 日社会保障審議会介護保険部会）、また、②平成 18 年 12 月に「養成施設ルートについては、養成課程における教育内容を充実した上で、養成施設卒業者は資格取得するために新たに国家試験を受験する仕組みとするべきである」との意見が出されている（社会保障審議会福祉部会）。このような審議会意見が実現されると、介護福祉士国家試験の受験者数は、増加するものと予想される。

- 5 厚生労働省が所管する 52 国家試験のうち、美容師、理容師等 17 試験 (32.7%) においては、年 2 回以上試験が実施されている。

なお、介護福祉士国家試験の受験者数は、52 試験中、最も多いものとなっている。

- 6 以上のことから、我が国においては、少子高齢化及び核家族化が進展し、今後、介護サービスの役割はますます増大することが見込まれ、介護福祉士は、介護を支えるマンパワーとして中核的な存在に位置付けられ、その質的向上とともに量的確保も重要なものとなっている。

これまで介護福祉士国家試験の受験者数は増加しており、その受験者の

90%以上は介護等の業務に従事している実務経験者である。現在、試験を複数回実施してほしいなどという申出が当省に寄せられているように、受験希望者の受験機会が十分に確保されていない状況にあり、このような現状を考慮すると、働きながら受験する者の受験機会を確保する対策が重要である。

したがって、厚生労働省は、介護福祉士の確保・育成を推進する観点から、介護福祉士国家試験について、試験実施にかかるコスト増に伴う受験料への影響や試験の質の確保についても十分勘案した上で、試験の実施回数や試験実施都道府県数を増やすなど、受験機会の拡大について検討する必要がある。